

委員会決定個別留意事項の反映状況

国民生活センター	p 1
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	p 4
水資源機構	p 6
日本学術振興会	p 8
日本芸術文化振興会	p 9
高齢・障害・求職者雇用支援機構	p 10
農林漁業信用基金	p 12
新エネルギー・産業技術総合開発機構	p 13
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	p 17
国際観光振興機構	p 21
理化学研究所	p 23
宇宙航空研究開発機構	p 25
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	p 26

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（平成 29 年 12 月 4 日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【法人名：(中) 国民生活センター】

【所管：消費者庁】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>高齢者、障害者等の被害防止に関する対策を推進するため、地方公共団体ごとに設置する<u>消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）</u>が実施している取組に対する法人の<u>支援方策等</u>について検討した上で、<u>具体的な支援方策等を目標に盛り込む</u>とともに、その<u>成果の達成水準</u>についても、<u>目標に設定</u>することを検討してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 広報事業</p> <p>(2) 消費者教育の推進に関する情報の提供</p> <p>「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号。以下「消費者教育推進法」という。）及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成30年〇月〇日閣議決定。以下「消費者教育推進基本方針」という。）を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。</p> <p>① 高齢者、障害者等及びこれらの者への支援を行う関係者等への情報提供</p> <p>消費者教育推進法第13条第1項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、<u>センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、「見守り新鮮情報」等の情報提供を、消費者庁が開催する「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員及び地方公共団体に対して行うほか、新たに消費者庁と連携し、消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員や民生委員協議会・社会福祉協議会・介護福祉士の活動組織等の支援機関及びその構成員に対し、消費生活センター等を経由して情報の提供を行うことなどにより、センターの情報が高齢者、障害者等に到達しやすいよう積極的な広報活動に努める。また、支援機関等による広報活動の状況を把握し、これを踏まえて、支援機関及びその構成員に対する情報提供の方法について消費生活センターを経由する以外の有効な方策を検討し、目標期間中に適宜実施していくこととする。なお、実施する方策は、年度計画において具体的に定める。併せて、<u>広報を受けた高齢者等の反響を把握する仕組みを検討し、構築した仕組みを活用して、当該取組の見直しや成果の把握を行う。</u></u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）登録者数（平成28年度実績：21,873人）・情報提供を実施した支援機関数 <p>【目標水準の考え方】</p> <p>「見守り新鮮情報」（メールマガジン）についても「国民生活」と同様に、その内容がより多くの人に認識され、より多くの人に読まれることに意義があることから、発行回数そのものを単に増加させることよりも、発行されたものがより多くの人に読まれるよう、登録者数を着実に増加させることを重視する目標とする。そのため手段については、これまで実施してきたウェブサイトでの登録呼び掛け及びセンターが主催又は参加する各種フォーラムやイベント、講演会、研修等の様々な場で積極的に登録を呼び掛けることに加え、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者や「消費者安全確保地域協議会」（見守りネットワーク）構成員等への情報提供を行うことにより、高齢者・障害者本人のみならず、これら支援関係者・構成員等の登録の実現と大幅な増加につなげていく積極的な取組を行うことから、達成水準は設定しないこととする。</p>

【法人名：(中) 国民生活センター】

【所管：消費者庁】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・「見守り新鮮情報」（メールマガジン）発行回数（平成 28 年度実績：28 回）・録音図書「デイジー版くらしの豆知識」作成部数（平成 28 年度実績：1,200 部） <p>5. 教育研修事業</p> <p>(2) 消費者教育推進のための研修</p> <p>消費者教育推進法及び消費者教育推進基本方針、消費者安全法を踏まえ、消費者教育の推進に関する以下の取組を実施する。</p> <p>① 高齢者・障害者等の消費者被害防止のための民生委員等への研修の実施</p> <p>消費者教育推進法第 13 条第 1 項の規定及び消費者教育推進基本方針に基づき、<u>センターは、地域において高齢者、障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害を防止し、安全を確保するための消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員、社会福祉主事、介護福祉士その他の支援関係者に対する消費者教育の担い手を育成するための研修を実施する。</u>また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。</p> <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・消費者教育推進のための研修実施回数（平成 28 年度実績：18 回）・消費者教育推進のための研修人員数（平成 28 年度実績：610 人）・「民生委員等向け消費者教育に携わる講師養成講座」実施回数（平成 28 年度実績：3 回） <p>⑥ 「見守りネットワーク」構成員等への研修の実施</p> <p>消費者安全法第 11 条の 3 の規定に基づく「<u>消費者安全確保地域協議会</u>」（見守りネットワーク）の枠組みを活用した高齢者の見守り等消費者教育の実施と担い手の育成のため、構成員等に対する研修又は講師派遣研修等を実施する。なお、実施にあたっては参加しやすさを念頭に開催場所も含めて工夫する。また、研修で得た知見等をそれぞれの地域においてどのように活用しているかの状況把握の方法について検討し、今後の見直し等に活用する。</p> <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」実施回数（平成 28 年度実績：5 回）・「地域の見守りネットワーク推進のための講座」人員数（平成 28 年度実績：159 人）

【法人名：(中) 国民生活センター】

【所管：消費者庁】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>また、消費者の被害防止対策の成果をより高めるために、消費者庁が今後行う実証的な取組において、<u>法人の活用策を検討し、その活用内容が決まった段階で速やかに目標に盛り込む</u>とともに、期待する成果についても目標に設定することを検討してはどうか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4. 商品テスト及び教育研修の新たな取組</p> <p>「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成 28 年 9 月 1 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき実施する<u>徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストの実証的な取組については、事業者の商品企画、行政による法執行、消費者への注意喚起等に活用するため、報告書を作成して公表し、取組の成果について適切に検証・見直しを行う。</u>また、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」に基づき実施する、「<u>徳島独自の研修</u>」を含む研修の新たな取組の成果についても公表し適切に検証・見直しを行う。これらの<u>検証・見直しの結果として生じた新たな目標等については、中期目標へ追記する。</u></p>

【法人名：(中) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

【所管：厚生労働省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>重度知的障害者支援を専門とする唯一の国立総合施設としての強みをいかし、全国的な障害者支援の質の底上げに一層貢献するため、法人の持つノウハウや成果を全国の障害者支援施設等へ情報発信する取組（施設等職員向け研修の開催、各種学会での発表等）を強化することについて、具体的に目標に盛り込むことを検討してはどうか。</p>	<p>2 調査・研究</p> <p>(1) 調査・研究のテーマの設定</p> <p><u>知的障害に関する国の政策課題等について、障害福祉施策推進のための基礎的なデータの収集・分析の他、のぞみの園のフィールドを活用したモデル的支援の実践成果の取りまとめ及び知的障害関係施設従事者等の資質向上のためのガイドラインの作成や効果的な実務研修プログラムの開発等、のぞみの園でなければ実施できないものに特化して、各年度において具体的なテーマ等を設定して調査・研究を行うこと。</u></p> <p><u>なお、テーマ等の設定に当たっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであって、かつ、その成果が全国の知的障害関係施設等で活用されるなど支援の実践につながるものとなるよう努めること。</u></p> <p>(3) 調査・研究の成果の積極的な普及・活用</p> <p><u>調査・研究の成果について、広報媒体の活用、講演会等の開催、各種学会等の活用を通して、蓄積した研究成果をわかりやすく解説した情報発信を行うことにより、全国の知的障害関係施設等における普及・活用を図ること。</u></p> <p>(4) 評価における指標</p> <p>調査・研究に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 研究会議の開催を毎年度合計2回以上実施する。(平成25年度～28年度の平均値2回)</p> <p>② 外部研究者等と協働した研究を毎年4テーマ以上実施する。(平成25年度～28年度平均値3.8テーマ)</p> <p>③ ホームページに掲載した研究成果のアクセス件数を毎年度20,000件以上とする。</p> <p>④ 各種学会等における成果の発表回数を毎年度22回以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値21.5回)</p> <p>3 養成・研修</p> <p><u>障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。また、ボランティアを希望する学生等には、実践の機会を提供すること。なお、養成・研修の成果等について、全国の知的障害関係施設等で活用されるよう、支援の実践につなげることができるような内容とし、成果等を発表する機会を設けること。</u></p> <p>○ 評価における指標</p> <p>養成・研修に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 研修会・セミナーの開催数を毎年度10回とする。(平成29年度実績(見込み)10回)</p> <p>② 研修会・セミナーの参加者の満足度を毎年度80%以上とする。(平成27年度～28年度の実績平均値72.6%)</p> <p>③ 実習生の受入れを毎年度150人以上とする。(平成25年度～28年度の実績 平均値184人)</p> <p>④ ボランティアの受入れを毎年度1,250人以上とする。(平成25年度～28年度の実績平均値1,218人)</p>

【法人名：(中) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】

【所管：厚生労働省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>4 援助・助言 重度知的障害者の地域移行、知的障害者の支援方法及び障害者総合支援法に基づくサービスの支援技術について、のぞみの園における専門的・先駆的な取組みや調査・研究の成果等に基づき、<u>全国の知的障害関係施設等の求めに応じて援助・助言を行うとともに、全国の知的障害関係施設等における自立支援活動に寄与することが可能となるよう、支援の実践につなげることができるような内容とすること。</u> また、必要に応じて<u>のぞみの園から講師を派遣するなど、障害者支援の質の向上に寄与すること。</u></p> <p>○ 評価における指標 援助・助言に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① <u>全国の知的障害関係施設等に対し行う援助・助言の件数を毎年度 350 件以上とする。</u>（平成 25 年度～28 年度の実績 平均値 322 件）</p> <p>② <u>のぞみの園から全国の知的障害関係施設等に派遣する講師の派遣件数を毎年度 130 件以上とする。</u>（平成 25 年度～28 年度の実績平均値 130 件）</p>

【法人名：(中) 水資源機構】

【所管：国土交通省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>水の安定供給や洪水被害の軽減のための機構管理施設の連携に係るノウハウ、建設・管理に係るハード・ソフト両面の高度な技術力を保有している法人の強みをいかし、災害等のリスクに対応した水の安定供給の確保を図るため、自らが所管する施設の活用等にとどまらず、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等への積極的な支援の実施を目標に盛り込むことを検討してはどうか。特に、支援の実施に当たっては、災害の状況等により法人の自発的な判断による支援（いわゆる「プッシュ型」支援）を実施することも目標に盛り込むことを検討してはどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3-1-3 危機的状況への的確な対応</p> <p>(2) 特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの） <u>都道府県等を技術的に支援するため、機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定災害復旧工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</u></p> <p>(3) 災害時等における他機関への支援 機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、<u>国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。</u> <u>そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努めること。</u> なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、<u>自発的な判断も含めた支援に努めること。</u></p> <p><指標></p> <ul style="list-style-type: none">各年度の災害対応訓練の実施回数（第3期中期目標期間の平均実施回数（見込み）280回 <p>3-2 水資源開発施設等の建設業務</p> <p>3-2-1 ダム等建設業務</p> <p>(3) 特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの） <u>都道府県等を技術的に支援するため、機構法（平成14年法律第182号）第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行（特定改築等工事に係るもの）を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図ること。</u></p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6-3 機構の技術力を活かした支援等</p> <p>(1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を</p>

【法人名：(中)水資源機構】

【所管：国土交通省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>機構の技術力の維持向上に還元すること。<u>特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。</u>(以下、省略)</p>
<p>なお、目標設定に当たっては、災害・事故等発生前、発生時において、被害が顕在化又は拡大しないよう法人が実施する被害防止・軽減に係る取組のプロセスについても評価できるものとなるように検討してはどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3-1 水資源開発施設等の管理業務</p> <p>3-1-3 危機的状況への的確な対応</p> <p>(3) 災害時等における他機関への支援【再掲】</p> <p>機構は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されていることから、国、被災地方公共団体及びその他の関係機関から災害等に係る支援の要請を受けた場合において、水資源開発水系における「安全で良質な水の安定した供給」と「洪水被害の防止・軽減」という業務に支障のない範囲で、<u>被害が顕在化又は拡大しないよう機構の技術力を活かした支援等に努めること。</u></p> <p><u>そのために、これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施可能な災害支援の方策について、あらかじめまとめた上で関係機関等との災害支援協定の締結等に努めること。</u></p> <p><u>なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努めること。</u></p> <p>【参考】 上記の災害時の対応のほか、「安全で良質な水の安定した供給」に関する部分においても下記のとおり記述されている。</p> <p>3-1 水資源開発施設等の管理業務</p> <p>3-1-1 安全で良質な水の安定した供給</p> <p>(1) 安定した用水の供給等</p> <p>施設管理規程に基づき的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めること。特に、<u>渇水等の異常時においては、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めること。</u></p> <p>(2) 安全で良質な用水の供給</p> <p>日常的に水質情報を把握し、安全で良質な水の提供に努めること。また、<u>水質が悪化した場合及び水質事故や第三者に起因する突発事象等発生時には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図り、被害が顕在化又は拡大しないよう、その影響の軽減に努めるとともに、必要に応じその対応について率先した役割を担うこと。</u></p>

【法人名：(中) 日本学術振興会】

【所管：文部科学省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>強固な国際研究基盤構築に向けた国際共同研究や外国人研究者の招へい等の事業の実施に当たっては、我が国の学術研究のプレゼンスを高めていくことができるよう、具体的な取組を目標に盛り込むとともに、研究ニーズを踏まえた諸外国の学術振興機関との連携状況、事業実施国又は関連する研究分野における共著論文数等、適切な指標を設定することも検討してはどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 強固な国際研究基盤の構築</p> <p>国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。</p> <p>(1) 事業の国際化と戦略的展開</p> <p>国際的視点に立って国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、<u>戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。</u></p> <p>また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、<u>戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。</u></p> <p>さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。</p> <p>【評価指標】</p> <p>5-1 <u>前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況</u>（有識者の意見を踏まえ判断）</p> <p>5-2 <u>国際的な取組の内容に関する発信状況</u>（有識者の意見を踏まえ判断）</p> <p>5-3 <u>諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況</u>（有識者の意見を踏まえ判断）</p> <p>5-4 <u>同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況</u>（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）</p> <p>5-5 <u>海外研究連絡センター等における活動状況</u>（B水準：ホームページによる情報発信数が年間840件程度）</p> <p>【関連指標】</p> <p>5-A <u>国際交流事業の採用者による国際共著論文数</u></p>

【法人名：(中) 日本芸術文化振興会】

【所管：文部科学省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の基本理念に観光や国際交流の観点が含まれ、法人には、インバウンド拡大への貢献が期待されていることを踏まえ、伝統芸能を身近に感じてもらう体験型プログラム等を充実させるなど、コンテンツとしての伝統芸能の魅力を高めることにより、外国人を含む新たな観客層獲得に向けた取組を一層強化することを目標に盛り込むとともに、外国人を対象とした公演等の鑑賞者数や観客層の多様化の状況等、その取組の成果を測定するための指標を設定することも検討してはどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演</p> <p><u>振興会は、伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、2020年東京大会に向けた文化プログラムの開催等を通じて、我が国の舞台芸術の魅力を世界に示すとともに、外国人を含む新たな観客層の獲得に向け、多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体、関係機関等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を一層強化していく必要がある。</u></p> <p>なお、これらの取組を推進するに当たっては、入場者数の増加を目指すとともに、企画内容や広報、営業宣伝、ニーズの把握、関係団体との連携等について戦略的に取組む必要がある。</p> <p><u>以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。</u></p> <p>(1) 主催公演</p> <p>① 伝統芸能を伝承のままの姿で公開するように努めること。</p> <p>② 国際的に比肩しうる高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演すること。</p> <p>③ 公開・公演の目的、期待する成果等を明確にし、外部の専門家等からの意見や鑑賞者の要望等を踏まえた評価等を行い、事業の充実に反映させること。</p> <p>④ <u>幅広く多くの人が鑑賞することを目指して新たな観客層の開拓に努めるとともに、各公演において、適切な鑑賞者数の目標を設定し、その達成に努めること。</u></p> <p>⑤ 国、地方公共団体、他の劇場、音楽堂等、芸術団体、企業等との連携協力等を強化すること。</p> <p>⑥ <u>青少年や社会人等を対象とする公演の種類、回数を充実するとともに、各鑑賞事業の連携協力を強化すること。</u></p> <p>⑦ <u>多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を強化すること。</u></p> <p>【指標】</p> <p>2-4 <u>青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数</u>（前中期目標期間実績の維持）</p> <p>2-5 <u>外国人向け公演の入場者数</u>（前中期目標期間実績以上）</p>

【法人名：(中) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

【所管：厚生労働省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>第4次産業革命の進展に伴い中小企業等においてもIT力の強化が必要となっていることを踏まえ、中小企業等の生産性向上を通じた経済・社会の発展に向け、ものづくり分野における人材育成のノウハウを蓄積している法人の強みをいかし、中小企業等の生産現場で働く人材のIT力の強化により、中小企業等の生産性向上に貢献することを法人の役割として明確化した上で、具体的な取組を目標に盛り込むことを検討してはどうか。</p>	<p>第3章 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4 職業能力開発業務に関する事項</p> <p>(略) このため、第4期中期目標期間において、公共職業訓練等を通じて、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の8等に基づき、機構をはじめ関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴いて、毎年度、厚生労働大臣が定める全国職業訓練実施計画に基づき、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮することに加え、<u>経済及び社会の発展に向け、技術革新に対応できる質の高い労働者を輩出するとともに、労働者の技能の向上等を図り、もって、中小企業等の生産性向上等を支援することに重点的に取り組むこととする。</u>また、一億総活躍社会の実現に向けて、女性、若者等に対し積極的にものづくり分野における職業能力開発の機会を提供することとする。</p> <p>(1) 離職者を対象とする職業訓練の実施</p> <p>雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用失業情勢に応じて、離職者に対し、適切かつ効果的な職業訓練コースを開発、実施し、再就職に結びつけるものとする。特に、<u>ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースを開発、実施する。</u>具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① <u>ものづくり分野における質の高いIT人材等を育成するため、IoT技術等第4次産業革命の進展に対応した職業訓練を実施すること。</u>また、職業訓練カリキュラムについては、技術の進展に速やかに対応できるよう、随時、開発、見直しを行うこと。</p> <p>【指標】</p> <p>1 ものづくり分野のIoT技術等第4次産業革命の進展に対応した離職者訓練コースの受講者数を、3,760人以上とすること。</p> <p>(2) 高度技能者の養成のための職業訓練の実施</p> <p>産業の基盤を支える人材を養成するために、職業能力開発大学校等において、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① <u>職業能力開発大学校等について、第4次産業革命の進展に対応した職業訓練コースの開発、見直しを進め、質の高い人材養成に取り組むこと。特に、ロボット技術（IoTやビッグデータ等関連技術を含む。）を活用した生産システムの構築、運用管理等ができる人材を養成するため、同人材を養成するための訓練コース（以下「生産ロボットシステムコース」という。）を開発、実施すること。</u></p> <p>【指標】</p> <p>1 全ての職業能力開発大学校（10校）において、生産ロボットシステムコースを開発、実施すること。</p> <p>2 生産ロボットシステムコースの修了者数を、300人以上とすること。</p>

【法人名：(中) 高齢・障害・求職者雇用支援機構】

【所管：厚生労働省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>(3) 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施 生産性向上人材育成支援センターを拠点にして、都道府県労働局や地方公共団体、商工関係団体、経済産業局、教育訓練機関、金融機関等と連携し、生産性向上等に取り組む事業所を支援すること。 また、<u>あらゆる産業でITとの組合せが進行していることを踏まえ、中小企業等の生産性向上等に向けた人材育成支援を充実させ、生産現場等で働く者に対する「IT力」の強化等に取り組む。</u>具体的には以下を重点的に実施すること。</p> <p>① <u>我が国の基幹産業であり、国際競争力を有するものづくり分野においては、IoT やロボット、ビッグデータ、AI 等の技術革新にも対応したスキルが求められていることを踏まえ、IoT 技術等に対応した在職者訓練コースを開発すること。</u></p> <p>⑤ <u>中小企業等における生産現場等で働く者向けの基礎的ITリテラシーを習得するための訓練カリキュラムを新たに開発し、民間機関等を活用して、同訓練を実施し、その普及を図ること。</u></p> <p>【指標】</p> <p>1 IoT 技術等をはじめ、高付加価値化、業務効率化等に必要な知識及び技能・技術を習得させる在職者訓練の受講者数を、30 万人以上とすること。</p> <p>2 <u>在職者訓練を利用した事業主に対して追跡調査を実施し、在職者訓練を利用した事業主における企業の生産性向上等につながった旨の評価を、90%以上とすること。</u></p>

【法人名：(中) 農林漁業信用基金】

【所管：農林水産省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>法人が都道府県農業信用基金協会と連携し、主導的に民間金融機関に対して農業信用保証保険制度の普及及び利用促進を図り、その取組内容及び法人に求める成果を具体化した目標とすることを検討してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>信用基金及び農業信用基金協会の信用補完機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一体となって、融資機関等関係機関に直接訪問する等により積極的な情報交換を行い、農業信用保証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施し、農業者等が融資機関からの資金調達に際して本制度が幅広く利用可能となるよう環境の整備を推進する。</p> <p>取組に際しては、<u>銀行、信用金庫、信用組合等融資機関に対し、積極的な働きかけを実施し、銀行、信用金庫、信用組合等と農業信用基金協会との保証契約の拡大等が図られるようにする。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">○ <u>銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締結機関数（平成28年度末までの実績：のべ234機関）</u>○ 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況（意見交換回数等） <p><想定される外部要因></p> <ul style="list-style-type: none">・ 銀行・信用金庫・信用組合等との保証契約は、信用基金が直接契約を締結するものではなく、農業信用基金協会が締結するものであることや融資機関の経営方針及び農業融資への取組方針によっては契約に至らない融資機関も存在することから、評価において考慮するものとする。 <p>【重要度：高】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人経営体の増加や他産業からの参入などにより、農業者等の資金調達について、多様な融資機関が利用されるようになってきていることから、農業者等が選択した融資機関の業態に関わらず同等・同質の保証を円滑かつ適切に提供することが必要となっている。<u>信用基金・農業信用基金協会がそれぞれの役割を踏まえつつ、農業信用保証保険制度の保険業務を行う全国組織である信用基金が、農業信用基金協会と一体となって、銀行、信用金庫、信用組合等に対する農業信用保証保険制度の普及推進・利用促進の取組を行い、上記の保証契約の拡大等を図ることが重要であるため。</u>

【法人名：(研)新エネルギー・産業技術総合開発機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中(長)期目標案への反映状況
<p>政府方針として掲げる「Society 5.0」の実現に向けて、研究開発成果を事業化・実用化へ結びつける橋渡し機能の更なる強化や、技術インテリジェンス機能の強化等が求められていることから、例えば①研究開発プロジェクトを通じた民間企業等の国際標準化の取組や知的財産マネジメントの支援、②他の独立行政法人との連携強化等を通しての技術戦略・研究開発プロジェクトの質の向上、③人材の流動化促進による法人のプロジェクトマネジメントの機能強化等について、具体的に目標に盛り込むことを検討してはどうか。</p>	<p>①研究開発プロジェクトを通じた民間企業等の国際標準化の取組や知的財産マネジメントの支援</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>(4) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援</p> <p>研究開発成果を速やかに社会実装につなげるとともに、研究開発成果を取り入れた製品等の国際的な競争力を確保するため、ナショナルプロジェクトの企画段階において、当該分野の技術や関連する規制・標準の動向を把握し、ナショナルプロジェクトの「基本計画」に、研究開発と標準化戦略及び知的財産マネジメントを一体的に推進する体制を記載するものとする。また、標準化の中でも先端技術の国際標準化が国際的な競争力を確保するために重要であることから、その取組を促すための数値目標を以下のとおりとする。</p> <p>なお、ナショナルプロジェクト以外の事業についてもナショナルプロジェクトに準じて研究開発成果の事業化支援に取り組むものとする。</p> <p>○数値目標 1. - 4</p> <p>【目標】</p> <p>研究開発成果の社会実装及び国際的な競争力確保への取組を評価するため、新たに国際標準化に係る指標を設定する。具体的には、<u>ナショナルプロジェクトにおける国際標準化に係る取組を含んだ基本計画のうち、ISO、IEC、フォーラム規格等国際標準化の提案を行ったプロジェクトの比率を該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第4期中長期目標期間中全体で15%以上</u>（第3期中長期目標期間中における実績は12.9%）とすることを目標とする。なお、国内外の関係機関との連携が必須となる国際標準化活動において、提案をリードすることは、相当の困難性があるものである。</p> <p>(5) 上記の数値目標を達成するための技術開発マネジメントの実施</p> <p>上記の(1)から(4)の数値目標を達成するため、以下のとおり、政策当局と密接に連携しつつ、産業技術政策などの実施機関として適切に技術開発マネジメントに取り組むものとする。</p> <p>①ナショナルプロジェクトの実施</p> <p>iii) 国際標準化等を通じた研究開発成果の事業化支援の具体的な取組内容</p> <p>・プロジェクト企画段階の取組</p> <p>国内外の市場を獲得するため、有望技術と社会課題・市場課題と当該分野の規制・標準等の動向把握・分析を踏まえ、知的財産権、標準化、性能評価、環境影響評価、ロードマップ・ガイドライン、データベース策定、産業人材育成、規制構築のための実証等の社会実装に必要な要素を可能な限り特定するものとする。</p> <p>産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」(平成29年10月)を踏まえ、先端分野や異業種横断分野を中心に、技術開発成果に関するISO・IEC等の国際標準化を図るため、プロジェクト「基本計画」において標準化に係る取組を具体的に記載してプロジェクトを実施するものとする。その際、技術戦略を踏まえた社会実装への効果の高い国際標準の獲得を目指すものとする。また、鉱工業分野、エネルギー・環境分野における標準化提案・審議を実施する国内外の標準関係団体との連携強化を図る</p>

【法人名：(研)新エネルギー・産業技術総合開発機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>ものとする。 知的財産マネジメントについては、プロジェクトで創出された知的財産には原則として日本版バイドール条項を適用し、知的財産の受託者帰属を通じて研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用できるようにするものとする。 また、プロジェクトの目的を達成するために、プロジェクト開始までにプロジェクト参加者間で知的財産合意書を策定することや海外市場展開を勘案した出願を原則化した「知財マネジメント基本方針」を全プロジェクトに適用するものとする。</p> <p>②他の独立行政法人との連携強化等を通しての技術戦略・研究開発プロジェクトの質の向上</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化 (1) 技術情報の収集・分析に関する機能強化及び技術戦略の策定 T S Cを中心として、国内外の有望技術・先端技術と社会課題・市場課題の動向に関する情報を収集・把握し、それら情報に基づいて、技術革新がもたらす将来の国内外市場を分析するとともに、産学官の連携によりその市場の獲得につなげるための戦略を策定するものとする。そのために、国内外における革新的な技術の探索、その技術を実用化するまでのボトルネックの見極め、将来の国内外の市場に及ぼすインパクトの予測及びこれら分析に基づく技術戦略の策定に関する機能及び能力の向上に取り組むものとする。その際、<u>特許庁の技術動向調査等行政機関が実施する調査研究からの技術動向の把握、最新の科学技術情報を持つ研究機関等との連携強化及び国内外における研究者、技術者等とのネットワーク構築に取り組むものとする。</u>また、国だけではなく民間企業におけるイノベーション促進にも資する技術戦略を目指す。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 情報発信の推進 N E D Oの技術インテリジェンスの成果である技術戦略について、積極的にセミナー等による情報発信を推進することにより、<u>様々な分野における技術情報を有する企業・大学・国立研究開発法人等の研究者との連携を深めることでN E D Oの技術インテリジェンス能力の向上を図るものとする。</u></p> <p>○数値目標3. - 1 【目標】「基幹目標」 (略) 具体的には、<u>産学連携研究開発プロジェクトにつながった技術戦略(大幅改訂を含む)割合を、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも延べ110%以上(第3期中長期目標期間中の実績は80%)とする目標を新たに設ける。</u> なお、産学連携研究開発プロジェクトには、経済産業省からの運営費交付金に基づいてN E D Oが実施する研究開発プロジェクトのほか、複数の民間企業や大学等が資金を分担して実施する共同研究開発や、<u>他省庁・他国立研究開発法人等の研究開発プロジェクトにおける実施件数も含むものとする。</u></p>

【法人名：(研)新エネルギー・産業技術総合開発機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>【重要度】高、【優先度】高、【難易度】高</p> <p>最新の技術動向や市場展望を把握し、先を見据えた中長期の技術戦略を策定することとしており、研究開発プロジェクトを創出するための技術戦略という位置付けにはしていない。したがって、技術戦略がその後の研究開発プロジェクトにつながるかどうかは、如何に先見性の高い技術戦略を策定できるかということによるため、技術戦略の数以上の産学連携研究開発プロジェクト数を求める上記の目標を設定することにより、NEDOに先見性の高い技術戦略を作成することを促し、加えて、先見性の高い技術戦略を作成するために必要となる国内外の有望技術の発掘にもNEDOが注力することによってNEDO自身の技術インテリジェンス能力の向上を図るもの。</p> <p>また、民間企業が研究開発費の多くを短期的研究に振り向ける傾向がある中、研究開発、市場獲得・開拓までを通じたイノベーションシステムの構築や、勝ち筋となり得る「戦略分野」の見極めを行ったうえで、国が中長期的な研究を支援していくことが求められており、その戦略分野の見極めを行う役割を担うTSCの技術インテリジェンス機能の向上が第4期中長期目標の重要なミッションとして位置付けられていることから、本目標の重要度及び優先度は高とする。</p> <p>なお、国内外の有望技術の発掘には、特許庁の技術動向調査等行政機関の調査研究や他の国立研究開発法人の調査研究等も活用しつつ情報収集・分析を進めるだけでなく、地道な研究論文の調査、国内外の多くの研究者との直接対話等から、その技術的内容を理解して整理することが必要。また、技術戦略を取りまとめるためには、有望技術についての社会課題・市場課題の動向把握・分析を産官学関係者の意見を踏まえつつ取りまとめることが必要であり、これらの一連の作業を実施したうえで、中長期的な視点に立った先見性の高い技術戦略を策定することには、相当の困難性が伴うため、本目標の難易度は高とする。</p>
	<p>③人材の流動化促進による法人のプロジェクトマネジメントの機能強化等</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</p> <p>(2) 人材の流動化促進、育成</p> <p>技術インテリジェンスの向上を図るため、TSCにおいて、<u>内部人材の育成を図るとともに、クロスアポイントメント制度の活用、外部人材の中途採用、国立研究開発法人等の研究機関や大学における研究者等幅広い人事交流を行うものとする。</u></p> <p>また、民間企業や大学等の技術開発における中核的人材として活躍しイノベーションの実現に貢献するPM人材が不足しており、その育成を図ることが急務である。このため、<u>将来のPM人材の候補を採用して多様な実践経験を積ませることや、利益相反に配慮しつつ民間企業・大学・NEDOを含む研究開発法人においてすでに技術開発マネジメントの実績を有する人材を積極登用する</u>など、PM人材のキャリアパスの確立に貢献するものとする。</p> <p>○数値目標 3. - 2</p> <p>【目標】</p>

【法人名：(研)新エネルギー・産業技術総合開発機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p><u>NEDO事業</u>（内閣府が戦略を策定し推進する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業を除く。）に<u>参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。</u>なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p>
<p>また、その成果の評価にあたっては、<u>将来の経済波及効果や各技術開発分野における政策実現への貢献等をどのように評価するのか、その考え方を目標に盛り込むことを検討してはどうか。</u></p>	<p>その成果の評価にあたっては、<u>将来の経済波及効果や各技術開発分野における政策実現への貢献等をどのように評価するのか、その考え方を目標に盛り込むこと</u></p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>（5）上記の数値目標を達成するための技術開発マネジメントの実施 （略）</p> <p>加えて、過去の実績データを蓄積し、分析することで評価に活かす必要がある。そのため、これまでのNEDOの研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらした経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続するとともに、<u>第4期中長期目標期間のNEDO技術開発マネジメントで期待される研究成果を予測し、その成果を活用して実用化が期待される製品等の売上げ予測を行うことによって将来的な経済効果（アウトカム）を推計する新たな取り組みを検討する。</u></p> <p>4. 技術分野ごとの目標</p> <p>第4期中長期目標期間における<u>技術分野ごとの取り組みは、「未来投資戦略2017」、「エネルギー基本計画」、「エネルギー・環境イノベーション戦略」等の政府の方針を踏まえ、以下の分野ごとに技術開発を実施するものとし、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において、分野ごとに長期的に目指すべき目標及び第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準を明示して取り組むものとする。</u></p> <p>また、世界的な技術革新や市場動向の状況を十分に把握しつつ、<u>必要に応じて中長期計画又は年度計画における達成すべき技術水準・技術開発目標をより野心的なものに見直す等の対応を適切に行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>なお、NEDOの積極的な技術分野ごとの取組を促すため、NEDOにおいて作成する中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成状況を評価するものとする。</p> <p>○数値目標4. - 1</p> <p>【目標】</p> <p>中長期計画又は年度計画において明示する第4期中長期目標期間中に達成すべき技術水準や技術開発目標などの達成水準の達成を目標とする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画又は年度計画において明示するものとする。</p>

【法人名：(中) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>「2030年までに、石油及び天然ガスの自主開発比率 40%以上」とする我が国の政策目標達成に向けて、主務大臣が推進する戦略における法人の位置付けを明らかにするとともに、法人の強みとして、これまで我が国の資源権益の確保のために培ってきたノウハウをいかし、①産油国等のニーズを的確に把握した上で、関係強化・権益確保のための技術支援策や産油国関係者の研修受入れ等のツールを組み合わせたパッケージで提案することを具体的に目標に盛り込むことや②機構法改正により拡充された支援メニューを含め、リスクマネー供給支援に関する具体的な内容を目標に盛り込むことなどを検討してはどうか。また、これらについて、その成果を的確に評価する指標を目標に設定することも検討してはどうか。</p>	<p>「2030年までに、石油及び天然ガスの自主開発比率 40%以上」とする我が国の政策目標達成に向けて、主務大臣が推進する戦略における法人の位置付けを明らかにする</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする政府目標（平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく）の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門（備蓄を含む）は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。</p> <p>また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。</p> <p>(1) 我が国企業等による権益確保に対する（直接的）支援</p> <p>①リスクマネー供給</p> <p>リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を『効率的』『効果的』に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業を資金面（出資及び債務保証）で支援し、我が国企業の権益獲得を促進することを目的とする。油価の変動に伴って権益価格の変動も起こりうることから、周辺環境等にも目を配りながら、好機を着実にとらえ、積極的な取組を行う。具体的には、以下を実施する。</p> <p>(3) 資源外交の強化</p> <p>①資源外交の対象の重点化</p> <p>・我が国企業による上流権益獲得を目指す従来の資源外交のみならず、需要創出を通じたLNG市場形成やバイイングパワーの結集等を目的とする諸外国との関係強化や資源国側の中下流や他のエネルギー分野のニーズを踏まえた交流等を含め、従来の概念にとらわれず、『資源外交』を実施する。機構は、石油・天然ガスに係る専門的知見を活用しつつ、それだけにとらわれることなく、政府の行う幅広い資源外交と一体となって積極的に活動する。</p>
	<p>①産油国等のニーズを的確に把握した上で、関係強化・権益確保のための技術支援策や産油国関係者の研修受入れ等のツールを組み合わせたパッケージで提案することを具体的に目標に盛り込むこと</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>2030年に石油・天然ガスの自主開発比率を40%以上とする政府目標（平成29年6月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく）の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門（備蓄を含む）は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動</p>

【法人名：(中)石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p><u>員していく。</u> また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。</p> <p>(3) 資源外交の強化 ②ツールの集中的投入 権益獲得支援を中心とする機構に課されたミッション達成に向けて機構の持つツールの選択的・集中的な投入はもとより、<u>機構以外が持つ他の政策ツールとの有機的連携も視野に入れて、創造的に機構が持つ政策ツールを活用する。</u></p> <p>【指標】 ・資源外交上の重点国を対象とした協力事業を 30 件以上組成・実施する。（前中期目標期間実績：27 件）</p> <p><目標水準の考え方> 資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じ権益獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、前中期目標期間中の実績を上回る水準が求められる。</p> <p>(4) 技術開発・人材育成 技術力は、我が国の権益獲得交渉の差別化要因となり得るものであり、我が国企業の競争力強化を図るためにも重要であることから、これらの成果につなげる活動を抜本的に強化する。</p> <p>①技術開発 ・我が国企業の競争力向上を念頭においた技術開発と、<u>権益獲得の重点対象国の産油国国営石油企業等との関係強化に資する技術開発（産油国向け技術提案等）の双方を技術センター（以下「TRC」という。）が核となって推進する。</u> ・TRC は、<u>機構内の技術開発部門のみならず、その他の部門との連携や、我が国企業・他の研究機関、外国企業との連携を抜本的に強化する。</u></p> <p>【指標】 ・第 4 期中期目標期間末（2022 年度末）において、機構の支援による自主開発権益量を 100 万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標】【再掲】 ・機構の技術開発・実証成果の実用化の実績を 3 件以上作る。（前中期目標期間実績：0 件） ・第 4 期中期目標期間における TRC の自己収入を 2 億円以上とする。（前中期目標期間実績：平成 25 年度～29 年度における設備利用料や特許料等による収入は約 1 億円（既に終了し今後収入にならないことが確定した大型特許の実施許諾料は除く。）） ・部門間の調整機能を抜本的に強化するとともに、部門間の横断的連携の実績を 5 件以上作る。（前中期目</p>

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>標期間実績：3件)</p> <p><目標水準の考え方> 上記の指標は、TRCの活動を活性化し、権益獲得に向けた部門間の横断的連携を実現することにより、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、それぞれ前中期目標期間中の実績を大幅に上回る水準が求められる。</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項 (2)顧客ニーズ対応及び『横串』連携の強化 <u>定期的に国内・海外の関係企業経営層等との対話の機会を設け、我が国企業や資源国企業の戦略上の重要課題を把握することにより、支援内容を深化・重点化させる。</u> <u>優先すべき企業や資源国のニーズに対して、部門や組織の枠を超えて、我が国の持てるツールを総動員して効果的に対処するため、重要な案件に係る一元的な顧客対応及び部門・組織間の調整を行う体制を強化する。</u> 更に、各部門が、他部門との連携強化を始めとして、外部機関・企業や海外との交流を強化し、機構の事業やサービスにつなげるような業績管理の仕組みを導入する。</p> <p>②機構法改正により拡充された支援メニューを含め、リスクマネー供給支援に関する具体的な内容を目標に盛り込むこと</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 石油・天然ガス資源開発支援 (1) 我が国企業等による権益確保に対する（直接的）支援 ①リスクマネー供給 リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を『効率的』『効果的』に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業を資金面（出資及び債務保証）で支援し、我が国企業の権益獲得を促進することを目的とする。油価の変動に伴って権益価格の変動も起こりうることから、周辺環境等にも目を配りながら、好機を着実にとらえ、積極的な取組を行う。具体的には、以下を実施する。 (ア～イ略) (ウ) 案件発掘・育成・自立化までの支援機能の充実 <u>平成28年の法改正で支援が可能となった企業買収等を中心に、機構自ら案件を発掘・形成する体制を強化する。</u>また、単にリスクマネーを供給するにとどまらず、案件の確実な開発移行・生産開始・安定操業・着実な拡張に向け、助言を行うとともに、民間主導による自律的な事業実施体制確立のため、適時・効果的な株式売却を進める。なお、株式売却については、企業側の意向による売却とともに、機構側の判断として、開発・生産段階に入ったものについて、企業のみでも事業が回り機構の支援が必要でなくなった際には、売却を企業に働きかける。</p>

【法人名：(中) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

【所管：経済産業省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>(エ〜カ略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">第4期中期目標期間末（2022年度末）において、<u>機構支援による自主開発権益量を100万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標（重要度、優先度及び難易度のいずれも高い指標をいう。以下同じ。）】</u>（前中期目標期間実績（平成28年度末実績）：約66万バレル/日。） <p>【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】</p> <p>政府目標達成に向けた自主開発権益量の引上げは最優先で取り組む課題であり、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保の観点から重要。資源獲得競争が激化する中、財務基盤の脆弱な我が国企業が権益を獲得することは容易でないことから難易度も高い。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none">第4期中期目標期間において、機構が自ら主体的に動くことで、我が国の石油・天然ガス産業や資源国との関係の潮流変化につながる先行事例を創出する観点から、企業買収・資本提携支援や国営石油企業株式取得、地質構造調査を通じた我が国企業による権益獲得を実現する。 <p><目標水準の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"><u>自主開発比率 2030年 40%以上の政府目標達成のためには、「長期エネルギー需給見通し」の想定の下で、2030年時点で約172万バレル/日以上</u>の自主開発権益量に到達することが必要。既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。<u>2030年時点の権益不足分の半分を機構支援案件で確保すると想定した場合に、2022年度時点で機構支援が必要となる権益量を算出し、足下の機構支援による自主開発権益量（約66万バレル/日（2016年度末））と合わせ、100万バレル/日を目標として設定した。</u>その他の指標についても、政府目標の実現に向け、機構には『チェンジ・メーカー』としての役割や、石油・天然ガスの自主開発権益量を引き上げるための積極的取組が期待されており、そのためには、各取組を着実に実施することが重要であるため指標として設定した。

【法人名：(中) 国際観光振興機構】

【所管：国土交通省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>海外拠点（20 か所）における現地目線での情報の発信・入手等により各国の最新の訪日ニーズやそれに合わせた訪日プロモーションのノウハウを蓄積している法人の強みをいかし、訪日外国人旅行者の更なる増加や地方への誘客・消費拡大に貢献できるよう、</p> <p>① 訪日プロモーションについては、国別や顧客層別に魅力を訴求するなどのより戦略的な実施、</p> <p>② 訪日外国人旅行者の誘致に取り組む地方公共団体等国内関係主体に対する支援の強化については、</p> <p>i) 地域への誘客・消費につながる外国人目線のニーズ等の的確かつ迅速な情報提供、</p> <p>ii) 地域の観光資源を掘り起こしプロモーションしていくためのノウハウの提供等</p> <p>を目標に盛り込むことを検討してはどうか。</p> <p>また、法人の成果が、2020 年までに訪日外国人旅行者数を 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円とするなどの政策目標にどのように寄与するのかを検証できる指標についても検討してはどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 訪日プロモーション業務</p> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」や「観光立国推進基本計画」において掲げられた政府目標を達成するため、機構はウェブサイトやソーシャルネットワークを活用して日本の認知度を高め、訪日旅行商品の造成支援を通じ、実際の訪日につなげるとともに、コンサルティングやセミナーの開催により、地方への誘客を図る等、訪日プロモーション事業の実施主体として以下の取組を進める。</p> <p><u>なお、取組を進める上では、政府目標（注）に係る指標等の動向（月別・市場別の訪日外国人旅行者数の増減等）を踏まえ、プロモーション業務における個別事業の効果の検証を行い、必要な見直しに努めるものとする。</u></p> <p>また、訪日プロモーションの成果等について、ホームページ等を通じて国民にわかりやすく説明する。</p> <p>(注) 「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げられた目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 訪日外国人旅行者数（2020 年：4,000 万人、2030 年：6,000 万人）・ 訪日外国人旅行消費額（2020 年：8 兆円、2030 年：15 兆円）・ 訪日外国人リピーター数（2020 年：2,400 万人、2030 年：3,600 万人）・ 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数（2020 年：7,000 万人泊、2030 年：1 億 3,000 万人泊） <p>① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底</p> <p><u>現地目線のきめ細かなプロモーションを推進するため、訪日プロモーション重点市場毎に、最新旅行トレンドを把握し、ターゲット層等を明確にした国別戦略を策定するとともに、個々の事業ごとに目標（KPI）を設定し、事業成果の厳格な管理・PDCA サイクル化を更に徹底する。また、各国の状況に精通している外国人有識者の知見を活用する。</u></p> <p><u>さらに、滞在期間が長く、旅行消費額も多い欧米豪旅行者の旅行意欲をかき立てる魅力的なコンテンツを発掘し、インターネットなどの様々なツールを駆使して発信することにより、日本を旅行先として認知・意識していない層を取り込むプロモーションを実施する。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成 28 年度実績値：555 万人）・ 機構が作成するウェブサイト等のユーザー数・ 機構の訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数（平成 28 年度実績値：28,170 件）・ 商談参加者の評価（平成 28 年度実績値：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合 95.0%）・ 機構が招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数

【法人名：(中) 国際観光振興機構】

【所管：国土交通省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>② デジタルマーケティングの本格導入 訪日外国人旅行者の旅行に関する主要な情報収集の手段がウェブサイトやSNS等に移行していることを踏まえ、デジタルマーケティングの専任部署の体制を強化するとともに ICT 専門人材を配置し、<u>訪日外国人旅行者の移動履歴等ビッグデータの解析により旅行トレンドを把握する等データ分析に基づくマーケティングの実施や、外国人視点によるウェブサイト等のコンテンツの充実を進める。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・機構のソーシャルネットワークページのファン数（平成 28 年度実績値：555 万人）（再掲）・機構が作成するウェブサイト等のユーザー数（再掲） <p>③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現 海外現地目線の訪日プロモーションを推進するため、本部・海外事務所においてマーケティングなどの専門人材を配置し、より効果的な訪日外国人旅行者の誘客を行う。 また、海外における現地関係者や民間企業との連携を強化することにより、イベントやセミナーの開催、情報発信等オールジャパン体制での誘客を図る。 <u>さらに、地方への訪日外国人旅行者の誘客のために、地方自治体・DMO 等との連携の促進や地方支援を専任とする部署の体制強化により、地域への誘客・消費につながる外国人目線のニーズ等の的確かつ迅速な情報提供や地域の観光資源を掘り起こしプロモーションしていくためのノウハウの提供などを通じて、地方が行うプロモーションの質の向上を支援する。</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none">・機構の個別コンサルティング件数（平成 28 年度実績値：3,605 件）・機構からの情報提供に対する事業パートナー（地方公共団体、民間企業等）の評価（平成 28 年度実績値：4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合 99.5%）・機構が地方自治体・DMO 等を支援するために実施したワークショップ、セミナー件数

【法人名：(研) 理化学研究所】

【所管：文部科学省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>特定国立研究開発法人として、産学官の人材、知、資金等の結集する「場」を形成し、産業界におけるイノベーションの創出を促進・先導する観点から、法人の持つ革新的な研究シーズの社会還元を一層推進することを目標に盛り込むとともに、民間企業との共同研究の実施状況や特許実施化率等、社会還元に向けた取組の進捗や達成度合を測る適切な評価軸・指標等を設定することを検討してはどうか。</p>	<p>3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p> <p>(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元への推進</p> <p><u>イノベーション創出のために、研究所が有する革新的研究シーズの社会還元を加速する。このため、産業界や大学といった外部機関との連携を強化し、分野や業種を超えて結びつく場として、研究所の研究成果の実用化や、関係機関による新たな価値の共創のためのオープンイノベーションの推進や、そのための企画・立案機能の強化及び体制整備、知的財産の戦略的な取得・管理・活用等の取組を推進する。また、それらの取組を通じ、外部資金の獲得・活用に努める。</u></p> <p>特に、<u>外部機関との連携にあたっては、個々の研究者同士の共同研究を実施するだけではなく、組織対組織の連携を強化し、研究所内外の知識や技術を融合・活用することでオープンイノベーションの推進に資する。</u>(略)</p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>組織対組織での産業界や大学との連携状況と、これによる研究成果の社会還元等の状況</u> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>国内外の外部の研究機関等との連携数、連携プロジェクト数</u>・<u>大型の共同研究等による民間企業からの資金受入状況、特許件数（出願、登録）、10年以上保有している特許の実施化率、研究所発ベンチャー数</u>
<p>法人としてのマネジメントや研究開発の進捗状況についても適切に評価することができるよう、研究人材の育成の状況、知財マネジメントの取組状況、外部専門家による研究の進捗状況評価の実施状況等を評価軸・指標等として設定することを検討してはどうか。</p>	<p>3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所運営システムの構築・運用</p> <p>(1) 理事長のリーダーシップによる研究所運営を支える体制・機能の強化</p> <p><u>理事長のリーダーシップによりイノベーション創出のための自律的な法人運営がなされるよう、研究所は、理事長の研究所運営判断を支える体制・機能を強化し、運用する。</u></p> <p>具体的には、研究所の有する研究・経営資源等を踏まえ、国家戦略及び将来のあるべき社会像を分析し、研究所が向かうべき方向性をビジョンとしてとりまとめ、具体的な研究開発を企画・立案・推進する機能を強化する。また、法人運営にあたって、海外の著名な研究者を含む外部有識者等による研究開発活動及び法人経営への提言や<u>評価を受ける</u>とともに、研究所内の中核的な研究者による科学的見地から新たな研究分野の開拓等を目指した研究開発の方向性や戦略等の助言を得ることで、研究所内外の幅広い視点からの研究開発や法人運営の課題抽出・課題解決につなげる等の取組を行う。さらに、これら研究所の業務の改善を進める上で、<u>理事長の裁量による研究費等の機動的な措置や、最適な予算の配分など、理事長のリーダーシップとそれを支える機能のもと、最適な研究所運営が可能となるよう取り組む。</u>その際、<u>イノベーション創出を促す組織横断的かつ柔軟な研究体制やネットワーク構築を進める。</u></p>

【法人名：(研) 理化学研究所】

【所管：文部科学省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p>3. 2 国家戦略等に基づく戦略的な研究開発の推進</p> <p>(略) 各領域において定める目標を達成するために、研究所は、国家戦略等を踏まえ、新たな知見の創出から研究成果の最終的な社会への波及までを見据えた<u>主要な研究開発課題を領域毎に設定し、その進め方及び進捗に応じて見込まれる成果等について、中長期計画及び年度計画において定めることとする。</u></p> <p>これらをもとに、各領域において、3. 1 に示した研究所全体の運営システムのもとで、<u>年度ごとに各研究開発の進捗管理・評価とそれらを踏まえた改善・見直しの実施、研究所内の組織横断的な連携の活用等の取組を行うとともに、各領域に応じた個別の研究開発マネジメントを実施し、研究開発成果の最大化を目指す。</u></p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none">・我が国や社会からの要請の分析や、<u>法人運営に係る適切な評価の実施</u>と、これらを踏まえた<u>理事長のリーダーシップによる法人運営の改善状況</u>・<u>人事制度の改革、多様で優れた人材の登用、女性や外国人等が働きやすい制度の整備及び運用、研究支援機能の構築</u>などの、研究環境の整備状況・国内外からの<u>研究者の受け入れと育成・輩出の状況、学生の受入状況</u>・<u>知的財産のマネジメント、ベンチャー創出・育成の進捗状況</u> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>無期雇用化した職員数</u>・<u>研究者の外国人比率、女性比率、研究支援者等の数</u>・国内外から受け入れた<u>若手研究者数、大学から受け入れた学生数</u>・大型の共同研究等による民間企業からの資金受入状況、<u>特許件数（出願、登録）、10年以上保有している特許の実施化率、研究所発ベンチャー数</u>

【法人名：(研) 宇宙航空研究開発機構】

【所管：文部科学省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>民間の宇宙利用の裾野拡大や研究開発成果の社会実装を推進していく観点から、法人の持つ技術や研究成果の産業界への橋渡しに係る取組をより一層推進することを目標に盛り込むとともに、法人が関わることで創出された事業数や民間事業者等に対するライセンス数等、法人の取組の進捗や達成度合を測る適切な指標を設定することを検討してはどうか。</p> <p>また、研究開発の成果が当初企図したものとは異なるものであったとしても、その成果に加え、目的達成のために行った取組や工夫についても評価することができるよう、研究開発の進捗管理の実施状況等を評価軸・指標等として設定し、研究開発の過程で得られた成果も含め適切に評価することを検討してはどうか。</p>	<p>Ⅲ. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組</p> <p>(略) 評価については、国際的水準や社会情勢等を考慮するとともに、<u>当初意図したものは異なる成果も含め、研究開発の過程で得られた成果や目的達成のために行った取組や工夫についても適切に評価することに留意しつつ、別添2に掲げる評価軸及び関連指標に基づいて実施する。</u>(略)</p> <p>2. JAXAの取組方針</p> <p>(2) 宇宙利用拡大と産業振興</p> <p><u>民間事業者等との協働や技術面での支援・助言等による新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大に向けた取組を主体的に推進する。</u>また、宇宙産業における国際競争力の強化に資する研究開発等を推進する。</p> <p>具体的には、<u>民間事業者等と協働で行う事業の強化やオープンイノベーションに係る取組の強化、各種宇宙実証機会の提供、日本実験棟「きぼう」の利用促進等の推進により、宇宙利用拡大や産業振興等を進める。</u>また、<u>利用者のニーズに対応した衛星データの提供や利便性の向上等によりデータ利用拡大を進め、新サービス・新産業の創出や地球規模課題解決等に貢献する。</u>H3 ロケットや次世代通信衛星の研究開発、政府の宇宙関連施策への協力等の宇宙産業の国際競争力強化や産業基盤の維持・強化のための取組を進める。<u>また、我が国の宇宙産業における人的基盤を強化する観点からも、民間事業者等との相互の人材交流等の人材流動性を高めるための取組を推進する。</u></p> <p>別添2 評価軸及び関連指標</p> <p><評価軸></p> <p>【宇宙利用拡大と産業振興】</p> <p>○<u>新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大及び産業振興、宇宙産業の国際競争力強化に貢献するための立案・検討・マネジメントは適切に進められたか。それに伴う成果が生まれているか。</u></p> <p><評価指標></p> <p>(成果指標)</p> <p>○<u>宇宙利用の拡大と産業振興、宇宙産業の国際競争力強化に係る取組の成果</u>(品質・コスト・スケジュール等を考慮した取組を含む)</p> <p>(マネジメント等指標)</p> <p>○<u>研究開発等の実施に係る事前検討の状況</u></p> <p>○<u>研究開発等の実施に係るマネジメントの状況</u>(例：<u>研究開発の進捗管理の実施状況、施設・設備の整備・維持・運用の状況等</u>)</p> <p>○<u>民間事業者等の外部との連携・協力の状況</u></p> <p><モニタリング指標></p> <p>(成果指標)</p> <p>○<u>研究開発成果の社会還元・展開状況</u>(例：<u>知的財産権の出願・権利化・ライセンス供与件数、受託件数、ISS利用件数、施設・設備の供用件数等</u>)</p> <p>○<u>新たな事業の創出の状況</u>(例：<u>JAXAが関与した民間事業者等による事業等の創出数等</u>)</p>

【法人名：(中) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

【所管：国土交通省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
<p>鉄道建設については、完成までに長い期間を要するほか、その過程において想定外の災害等への対応や新たな技術開発が求められる場合があるなど、様々な努力や工夫の結果、完成に至るものであり、これらの努力や工夫をその後の業務にいかすためにも、<u>開業予定時期に建設工事の完了を間に合わせるという結果のみに着目するのではなく、完成に至る各プロセスにおける工程管理のための取組等といった努力や工夫についても評価できる目標</u>とすることを検討してはどうか。</p> <p>なお、完成に至るプロセスについては、例えば北陸新幹線の未着工区間に係る駅・ルートの詳細調査、その後の環境影響評価も含まれることから、これら業務についても、的確に実施していくことが重要と考える。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 鉄道建設等業務</p> <p>機構は、公的資金による鉄道建設事業を行っており、これを実現するため、調査・計画の作成から地方公共団体等関係機関との円滑な協議・調整、用地取得交渉、各種構造物の設計・施工までの業務を一貫して実施するなど、鉄道建設業務に関する総合的なマネジメントを行える我が国唯一の公的な整備主体である。このため、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設することが重要な目的であるとの認識に基づき、これらの実施に当たっては、環境保全、都市計画との整合等鉄道建設に関わる課題へ適切に対応するとともに、技術力の向上、技術開発の推進と公表、工事コストの縮減、適切な事業費の設定及び管理を通じた鉄道建設の業務の質の確保を図りつつ、整備新幹線の建設、都市鉄道利便増進事業、民鉄線及び受託事業等における所要の業務を推進する。</p> <p>① 工事完成予定時期を踏まえた事業の着実な進捗</p> <p>整備新幹線の建設や都市鉄道利便増進事業等について、<u>工事完成予定時期を踏まえ、事業費・工程の管理を徹底することによって、鉄道建設事業のプロジェクト遂行の確実性を確保し、着実な進捗を図る。</u></p> <p><u>具体的には、鉄道建設事業は、i 測量・設計等の業務や用地協議・取得等を行う工事の準備段階、ii 土木工事や軌道工事といった工事実施段階、iii 開業に向けた諸試験・検査の実施など開業準備段階に分けられるが、各事業が、それぞれの段階に位置し、工事完成予定時期と照らしてどの程度進捗しているかを把握することとする。また、当該年度の事業費や工程に課題が発生していないか機構内で確認し、課題が発生した場合には、関係者との調整に努めることを通じ、事業費・工程の管理を徹底する。</u></p> <p><u>この際、これまで機構が培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使して、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに建設することが重要であり、建設工事の実施に当たっては、認可時の事業費や技術開発の動向等を踏まえてコスト縮減に努めるとともに、工事の各段階では、特に以下の点に留意して事業を遂行することとする。</u></p> <p><u>i 工事の準備段階：工事実施段階に向け、良質な鉄道を経済的に安全にかつ工期どおりに進められるよう測量・設計等の工事の準備を行うこと</u></p> <p><u>ii 工事実施段階：これまで機構が培ってきた鉄道建設の経験と技術力を駆使し、品質を確保しつつ、合理的かつ効率的な工事の実施に努めるとともに、安全な事業遂行に万全を期すこと</u></p> <p><u>iii 開業準備段階：開業に向け、様々な諸試験や検査を行うこととなるため、各作業を行う部門ごとの連携を十分にし、完成・開業予定時期までに開業させること</u></p> <p>さらに、建設に係る進捗状況について公表するとともに、<u>整備新幹線の未着工区間について、調査を適切に実施するとともに、国民への説明責任を果たすため、調査結果について詳細な情報開示を行う。</u></p>

【法人名：(中) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

【所管：国土交通省】

委員会決定留意事項	左記事項の新中（長）期目標案への反映状況
	<p><具体的な完成・開業年度目標></p> <ul style="list-style-type: none">・ 鉄道建設について、以下の時期までに完成・開業させることを目指す。 北陸新幹線（金沢～敦賀間）：平成34年度末 九州新幹線西九州ルート（武雄温泉～長崎間）：平成34年度 神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線）：平成31年度下期 神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）：平成34年度下期 <p><目標水準の考え方></p> <p>整備新幹線整備事業については「整備新幹線の取扱いについて」（平成27年1月14日政府・与党申合せ）において示された完成・開業予定時期を、都市鉄道利便増進事業については都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）に基づく速達性向上計画において国土交通大臣が認定した完成・開業予定時期を、それぞれ目標として設定した。</p>